

## 7 経過年数又は存続年数を求める場合の「配偶者居住権が設定された時」

**問** 問6の経過年数や存続年数を求める場合の「配偶者居住権が設定された時」は、具体的にどのように判断するのか教えてください。

**答** 配偶者居住権が設定された時とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる時をいいます（相基通23の2-2）。

なお、配偶者居住権の設定の登記を備えた日（登記日）ではありませんので注意してください。

(1) 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされた場合（民法1028①一）  
遺産の分割が行われた時※

※ 「遺産の分割が行われた時」とは、それぞれ次の日をいいます。

- ① 遺産分割の協議の場合は、その協議の成立した日
- ② 遺産分割の調停の場合は、その調停の成立した日（家事事件手続法268）
- ③ 遺産分割の審判の場合は、その審判の確定した日（家事事件手続法74、86）

(2) 配偶者居住権が遺贈の目的とされた場合（民法1028①二）  
相続開始の時※

※ 配偶者居住権が停止条件付遺贈の目的とされた場合には、当該遺贈の効力が生じた日となります。

### 【関係法令等】

相法23の2①③

相令5の8③

相基通23の2-2

民法1028①

家事事件手続法74、86、268

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（配偶者居住権関係）（通達）（令和2年3月30日付法務省民二第324号）